



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *76 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出納室)
- 告示
 - 1049 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 1050 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
 - 1051 生活保護法による医療機関の指定 (")
 - 1052 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
 - 1053 " (")
 - 1054 平成19年度砂利採取業務主任者試験の実施 (河川課)
 - 1055 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 選挙管理委員会告示
 - *112 和歌山県知事選挙執行規程(平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第133号)の一部改正
- 会計管理者訓令
 - *2 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (出納室)

規 則

和歌山県規則第76号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項委任事務の欄に次のように加える。

(6) つり銭用資金を保管すること。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1049号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年10月13日まで縦覧に供する。

平成19年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成19年8月13日
- 2 名称
特定非営利活動法人ロッツ
- 3 代表者の氏名
木下陽子
- 4 主たる事務所の所在地
紀の川市古和田719番地の1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、福祉・医療に関する何らかの援助を必要とする方、もしくは援助を行うのに必要な技能又は人材等を必要としている個人又は事業所に対して、福祉・医療サービス及び、人材教育・人材派遣等に関する事業を行い、社会福祉サービスの推進に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第1050号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田医 129-13	榎本産婦人科	田辺市湊1174-1	平成 19.3.31

和歌山県告示第1051号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田医 153-19	榎本産婦人科	田辺市湊1174-1	平成 19.4.1

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成19年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1052号

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ハヤシ薬局	田辺市上の山2-30-17	林厚男	平成 19.7.10
ハヤシ薬局目良店	田辺市目良31-9	那須吉朗	平成 19.7.10

和歌山県告示第1053号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成19年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
紀の国医療生活協同組合今福診療所	和歌山市今福2-1-16	田中良示	平成 19.8.1
済生会和歌山病院	和歌山市十二番丁45番地	仲寛	平成 19.8.1
医療法人日進会日比記念病院	東牟婁郡那智勝浦町朝日1-221-1	宮地由樹	平成 19.8.1

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
三幸薬局清水支店	岩出市清水485-1	畑幸作	平成 19.8.1

3 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社れもんケア	和歌山市西浜3-6-1	れもんケア訪問看護ステーション西浜	平成 19.8.1

和歌山県告示第1054号

平成19年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

平成19年8月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 試験の日時 平成19年11月9日(金)午前10時
 - 2 試験実施場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 5階 501号室
 - 3 試験科目 筆記試験
- (1) 砂利の採取に関する法令

- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

4 受験手続

- (1) 受験願書等の提出先
〒640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課(県庁南別館8階)
- (2) 提出書類等
ア 受験願書 1通
イ 写真 1枚

手札形とし、申請前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの

ウ 受験手数料 和歌山県証紙7,600円

(3) 受験願書等の提出期間

平成19年9月25日(火)から平成19年10月5日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、平成19年10月5日付け消印があるものまで受け付ける。

5 その他

- (1) 受験願書は、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課及び各振興局建設部において平成19年9月18日(火)から交付する。
- (2) その他試験に関する問い合わせは、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課又は各振興局建設部まで行うこと。

和歌山県告示第1055号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年8月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2950	新宮市三輪崎二丁目827番1の一部、828番1の一部、812番1の一部、812番2の一部、812番3の一部、812番4	新宮市新町二丁目1番地の5株式会社山一本店 代表取締役 瀬古伸廣	平成19.8.15	4.00	108.78

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第112号

和歌山県知事選挙執行規程(平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第133号)の一部を次のように改正する。

平成19年8月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第9章を第10章とし、第2章から第8章までを1章ずつ繰り下げ、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 選挙運動用ビラ

(選挙運動用ビラの証紙)

第3条の2 法第142条第7項の規定により県委員会が交付する同条第1項第3号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)には証紙は、別記第2号様式の2による。

2 前項の証紙の交付を受けようとする者は、候補者の立候補の届出後、県委員会から別記第2号様式の3の選挙運動用ビラ証紙交付票の交付を受けなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定により交付された選挙運動用ビラ証紙交付票の再交付について準用する。

(証紙交付の手続)

第3条の3 前条第1項の証紙の交付を受けようとする者は、選挙運動用ビラ証紙交付票に当該証紙をはるべき選挙運動用ビラの見本3枚(記載内容が異なる選挙運動用ビラがある場合においては、それぞれ3枚)を添えて県委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、証紙の交付を受けようとする者は、交付を受けた前条第1項の証紙の枚数が法第142条第1項第3号に規定する枚数(以下「ビラ法定枚数」という。)に達したときは、選挙運動用ビラ証紙交付票を県委員会に返還しなければならない。

3 第1項の場合において、県委員会は、交付をした前条第1項の証紙の枚数がビラ法定枚数に達しないときは、選挙運動用ビラ証紙交付票に交付した当該証紙の枚数を記入し、かつ、取扱者の印を押して差出人に当該選挙運動用ビラ証紙交付票を返還するものとする。

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

別記第2号様式の2(第3条の2関係)

(選挙運動用ビラの証紙)

年執行
和歌山県知事選挙
第 号
和歌山県選管

備考 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができる。

別記第 2 号様式の 3 (第 3 条の 2 関係)
(選挙運動用ビラ証紙交付票)

選挙運動用ビラ証紙交付票

1 選挙名 年執行
和歌山県知事選挙

2 候補者氏名

3 頒布責任者 (印)

4 法定枚数 枚

5 証紙番号 第 号

和歌山県選挙管理委員会 (印)

交付 月 日	交付 枚 数	残 数	差出人氏名・印	取扱 者印

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第2号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を

次のように定める。

平成19年8月28日

和歌山県会計管理者 小 倉 正 義

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程(平成17年和歌山県出納長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表税務課の出納員の項の次に次のように加える。

和歌山県税事務所の出納員	和歌山県税事務所の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	60,000円
紀北県税事務所の出納員	紀北県税事務所の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	50,000円
紀中県税事務所の出納員	紀中県税事務所の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	30,000円
紀南県税事務所の出納員	紀南県税事務所の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	30,000円
紀南県税事務所新宮出張所の出納員	紀南県税事務所新宮出張所の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	30,000円

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。